

一八五八年飛越地震の史料と家屋倒壊率——飛驒国を事例として——

矢田俊文（新潟大学人文学部）

はじめに

本稿の目的は、一八五八年飛越地震における村ごとの家数、皆潰数等が記された史料を検討することにより、家屋倒壊率を導き出すことである。

一つの文書に広域の村ごとの家数、皆潰数、半潰数、死亡者数が記された史料は、震源域や被害原因を明らかにできるものであり重要である。一八五八年飛越地震の被災地である飛驒地域にも一つの文書に広域の村ごとの家数・皆潰数・半潰数・死亡者数が記された史料、「飛驒国村々大地震先御届出」がある。本史料は、岐阜県歴史資料館所蔵飛驒郡代高山陣屋文書の「飛州村々地震一件」に収められている。

この「飛驒国村々大地震先御届出」はすでに、宇佐美龍夫氏²が家屋被害率を検討する史料として活用し、また、筆者が一軒当り死亡者数により土砂災害の被害地を究明するために使用している。³

「飛驒国村々大地震先御届出」は、『岐阜県史 資料編 近世八』⁴に全文翻刻されている。しかし、原本で確かめると、本文の翻刻に誤読や脱落の箇所があり、また翻刻の体裁が原本に忠実でなく、抹消部分の記載・未記載などの翻刻基準の不統一があることがわかった。家数や人数など数値の読み誤りは、これをもとに行われた被害分析の信頼度をそこなうことになる。被害数が確定され

なければ、家屋被害率は導き出せない。

また、正確な被害数が確定しても、家屋被害率をどのように理解するのかによって被害率は異なる。宇佐美氏は（全潰戸数） \div （半潰戸数）を全戸数で除したものをパーセントで示し、これを家屋被害率としている。⁵この家屋被害率の導き方は、半潰の家屋二軒分と皆潰一軒とが同じ被害という理解にもとづく。このような家屋被害率の導き方については検討する必要がある。

一、一八五八年飛驒国地域の家屋被害史料

家屋倒壊率や一村当たり死亡者数を割り出すためには史料の正確な翻刻が必要である。そして、史料の被害記述の方法の特徴を把握しておくことが重要である。「飛驒国村々大地震先御届出」の記述の特徴を見ていこう。

岐阜県歴史資料館には表紙に「安政五年 飛州村々地震一件 高山控」⁶と記される一冊が所蔵され、以下の文書の控が綴られている。

飛州村々大地震先御届書

飛州吉城郡村々江検使手代差立候先御届書

飛驒国村々大地震先御届書

飛州村々地震災害二付急夫食渡方御届書

飛州村々大地震二而口留番所其外及潰候御届書

(高山兩人書状) 新道切開

(加藤周右衛門書状)

大地震急難御救拝借金之儀二付伺書

飛州大野吉城郡村々地震潰家変死怪我其外見分吟味為仕候趣御届書

飛州村々地震災害二付再夫食渡方御届書

飛驒国村々震災二付手当金相渡候御届書

飛驒国村々震災二付救助力差出金其外員数御届書

安政五年四月 三郡村々後差出金之分震災御手当渡請印帳

安政五年四月 震災村々用水路・往還道取締方御立替金差出金御渡請印帳

帳

覚(差出金仕訳)

安政五年四月 非常御手当御貸附利金震災御手当渡請印帳

飛州村々地震二而口留番所及潰候付最寄取締宜場所江立退勤番申付候趣

御届書

「飛驒国村々大地震先御届出」は、この一冊に綴じられた文書の一つである。

本史料については、本稿の末尾に『岐阜県史 資料編 近世人』の誤読や脱落

箇所をあらためた翻刻を掲げた。

「飛驒国村々大地震先御届出」の特徴について、はじめに保村と角川村の記

載方法をみよう。

「飛驒国村々大地震先御届出」には保村と角川村は家数・人別の記載があるものの、潰家等の被害の記載がない。しかし、「潰家、田畑損地が多分にあるが、訴え出るまでには調査が進んでいない」と但し書がある。

例えば角川村については、「是は此度之地震^二而、潰家并人・牛馬即死・怪我

等多分有之候得共、災事之義訴出候迄^三而いまた取調方不行届旨申上候」とあり、潰家や即死者・怪我人が多分いると思われるが、届書を作成するまでに報告が間に合わなかった、と記される。

「安政五年 飛州村々地震一件 高山控」には提出日付の異なる「飛驒国村々大地震先御届出」があり、但し書によると、はじめ吉城郡の村々からの被害報告があり届け出たが、後に大野郡白川郷でも被害報告があり届け出た、とある。

最初の届出に出てきた角川村は、二番目の「飛驒国村々大地震先御届出」に登場する。そこには下げ札が付けられていた。正本にはこの下げ札がついていた、ということを書した箇所には次のように記されている。

下ケ札

本文潰家并人・牛馬・即死・怪我等之義、追^而取調可申上間、先達^而申上置候所、今般取調成行、下ケ札を以申上候

上記の史料には、潰家や即死者・怪我人は後日取り調べて報告すると申上げたが、ようやく被害状況を調べることが出来たので、下げ札で報告する、と記されている。角川村では調査が済んで、次の届出のときに報告したと考えられる。

次に内ケ戸村・平瀬村・福島村の被害数について検討する。

内ケ戸村・平瀬村・福島村は貼紙を付すことで文字を抹消している。この三村は軒数と人別数の記載があるが、被害数の記載がない。「往還其外損所出来候趣申立候」、「引渡橋流失、其外損所出来候趣申立候」とあるから、往還の被害や橋の流失があり、全く被害がなかったわけではないが、居宅や人的被害が記載されていない。したがって報告する人的被害・建物被害がない村は届出から外したため、抹消したものと思われる。

福嶋村の次の椿原村・芦倉村・小白川村の箇所には短冊が斜めに貼つてある。この三村は内ヶ戸村・平瀬村・福島村と同様、軒数と人別数の記載があるものの、居宅や人的被害の記載がない。但し、「山崩通路相不成趣申立候」と記され、通路の損害は書かれている。斜めに貼つた短冊は抹消と同様の意味をもつものと思われる。

この被害届出のあと、夫食・拝借金などの御救の請願へと続く。居宅や人的被害のある難渋した村を特定する意味もあり、被害数が記載されない村は抹消したものと推定される。『岐阜県史 資料編 近世八』には、貼紙があること、抹消の短冊が付けられていることの記載がない。

第三に、「家数〇軒」の下部に「皆潰」「半潰」と記される場合について考える。

「家数五軒」の下に「皆潰」「半潰」と記される場合は、家数五軒すべてが「皆潰」「半潰」であることを指すものと思われる。大牧村の場合は、家数十三軒の下に「半潰」と書かれ、さらに内訳にも半潰家十三軒と書かれる。しかし、内訳には紙が貼られて抹消されている。このことから、家数のすべての軒数が半潰の場合は、内訳に書かずに家数の下に「半潰」と書く形式であることがわかる。

『岐阜県史 資料編 近世八』は、右記のような箇所があいまいに翻刻されている。紙が貼られ抹消されている部分をそのまま翻刻している箇所と、紙が貼られ抹消されている部分を被害がないとみなして、まったく翻刻していない箇所がある。

最後に被害数を記した貼紙についてみよう。保木村の届出部分は、次のように記される。

潰家九軒

半潰家壹軒

即死三人

怪我弐人

上記の下部には紙がはられ、そこに「潰家八軒、半潰弐軒、怪我人壹人」と記される⁷⁾。この場合は、届出書作成ののちに実際の被害数を訂正する貼紙をしたものと思われる。のちに訂正された被害数を把握することも重要である。

『岐阜県史 資料編 近世八』はこの貼紙を翻刻していない。

『岐阜県史 資料編 近世八』の翻刻では被害数を正確に理解することは困難である。そこで、あらためて原本によって、一八五八年飛越地震飛驒国被害一覧を作成した(第一表)。この表によって、正確な家屋被害数・一軒当り死亡者数が導き出すことができる。

二、家屋倒壊率

一では、飛越地震における飛驒地域の家屋倒壊率を導き出すことができる史料について検討し、あらためて翻刻を行い(本稿末尾に掲出)、地震被害表(第一表)を作成した。これによって、家屋倒壊率を導き出すことができる。

二では、家屋倒壊率について考える。家屋倒壊率とはどのようなものと理解すべきか。先に紹介した宇佐美氏の⁸⁾一八五八年飛驒国地震における家屋倒壊率の理解は、(全潰戸数) + 〇・五 × (半潰戸数) を全戸数で除したものをパーセントで示したものであった。

この方式は、一九四五年の宮村撰三氏⁹⁾の提案が最初である。この方式について、一九四六年に宮部直己氏¹⁰⁾は、全潰率が大きい場合、全戸数に限りがあるとということから必然的に半潰率は小さくなるから、宮村氏の方式に従うと、半潰

第1表 1858年飛越地震飛驒国被害一覽

番号	村名	a.家数 (軒)	b.皆潰 (軒)	c.半潰 (軒)	d.即死 (人)	e.怪我 (人)	f (%)	g (%)	h (人)	現行政地名	人数(人)
1	大無雁村	24	4	0	0	0	17	17	0	飛驒市	164
2	落合村	12	2	0	0	0	17	17	0	飛驒市	86
3	岸奥村	4	0	1	0	0	0	25	0	飛驒市	28
4	野首村	10	7	3	0	0	70	100	0	飛驒市	71
5	林 村	27	15	12	0	2	56	100	0	飛驒市	139
6	牧戸村	9	3	6	0	0	33	100	0	飛驒市	69
7	丸山村	7	4	2	26	3	57	86	3.71	飛驒市	51
8	種蔵村	23	6	18	0	2	26	100	0	飛驒市	151
9	菅沼村	11	3	9	3	0	27	100	0.27	飛驒市	81
10	巢之内村	8	2	6	3	1	25	100	0.38	飛驒市	43
11	塩屋村	15	1	7	0	0	7	53	0	飛驒市	98
12	中沢上村	4	0	1	0	0	0	25	0	飛驒市	35
13	山之山村	2	0	1	0	0	0	50	0	飛驒市	21
14	瀬川ヶ沢上村	14	5	9	4	0	36	100	0.29	飛驒市	107
15	小無雁村	14	0	2	0	0	0	14	0	飛驒市	119
16	種蔵村	64	3	0	11	0	5	5	0.17	飛驒市	418
17	天生村	12	8	4	3	4	67	100	0.25	飛驒市	91
18	中沢上村	6	6	0	7	3	100	100	1.17	飛驒市	56
19	有家村	16	8	8	10	2	50	100	0.63	飛驒市	109
20	元田村	40	27	13	56	14	68	100	1.40	飛驒市	266
21	新名村	17	9	7	2	1	53	94	0.12	飛驒市	114
22	上ヶ嶋村	8	6	2	2	1	75	100	0.25	飛驒市	58
23	羽根村	11	9	2	5	4	82	100	0.45	飛驒市	112
24	保木村	10	9	1	3	2	90	100	0.30	飛驒市	71
25	有家林村	8	6	2	0	0	75	100	0	飛驒市	45
26	森安村	5	5	0	3	0	100	100	0.60	飛驒市	38
27	西忍村	48	43	5	12	0	90	100	0.25	飛驒市	279
28	三川原村	26	7	15	7	6	27	85	0.27	飛驒市	129
29	高牧村	9	6	3	3	5	67	100	0.33	飛驒市	75
30	左古村	14	14	0	2	0	100	100	0.14	飛驒市	89
小計			218	139	162	50					3745
31	保木脇村	6	0	6	0	0	0	100	0	白川村	52
32	野谷村	3	2	1	0	0	67	100	0	白川村	26
33	大牧村	13	0	13	0	0	0	100	0	白川村	110
34	荻町村	92	36	44	0	0	39	87	0	白川村	620
35	嶋 村	7	1	4	0	0	14	71	0	白川村	64
36	牛首村	5	1	4	0	0	20	100	0	白川村	51
37	鳩谷村	18	4	0	0	0	22	22	0	白川村	109
38	飯嶋村	49	10	0	0	0	20	20	0	白川村	367
39	大窪村	2	0	1	0	0	0	50	0	白川村	26
40	馬狩村	8	2	3	0	0	25	63	0	白川村	63
41	長瀬村	13	0	5	0	0	0	38	0	白川村	237
42	木谷村	7	3	0	0	0	43	43	0	白川村	149
43	巢納谷村	15	5	6	4	0	33	73	0.27	飛驒市	108
44	加賀沢村	9	0	9	0	0	0	100	0	飛驒市	68
45	谷 村	6	0	1	0	0	0	17	0	飛驒市	40
46	角川村	98	42	35	23	3	43	79	0.23	飛驒市	587
47	打保村	37	4	28	0	0	11	86	0	飛驒市	220
48	戸谷村	16	5	10	1	0	31	94	0.06	飛驒市	97
49	桑ヶ谷村	11	1	6	3	0	9	64	0.27	飛驒市	94
50	小野村	6	0	1	0	0	0	17	0	飛驒市	48
51	杉原村	22	7	15	7	1	32	100	0.32	飛驒市	167
52	小豆沢村	17	0	17	0	0	0	100	0	飛驒市	110
53	跡津川村	22	3	16	2	0	14	86	0.09	飛驒市	148
54	大多和村	6	3	3	0	0	50	100	0	飛驒市	35
55	土 村	4	0	4	0	0	0	100	0	飛驒市	29
56	鹿間村	9	0	9	0	0	0	100	0	飛驒市	67
57	割石村	16	0	16	0	0	0	100	0	飛驒市	91
58	吉ヶ原村	1	1	0	0	1	100	0	0	飛驒市	3
59	二ツ屋村	2	0	2	0	0	0	100	0	飛驒市	12
60	東漆山村	12	0	12	0	0	0	100	0	飛驒市	92
61	牧 村	5	1	4	0	0	20	100	0	飛驒市	33
62	西漆山村	28	13	15	5	1	46	100	0.18	飛驒市	156
63	杉山村	10	0	10	0	0	0	100	0	飛驒市	68
64	横山村	14	0	10	0	0	0	71	0	飛驒市	87
65	茂住村	39	2	34	0	0	5	92	0	飛驒市	271
66	中山村	19	1	1	0	0	5	11	0	飛驒市	100
小計			147	345	45	6					
計		1227	323	377	—	—	26	57			—

典拠) 飛驒国村々大地震先御届書(岐阜県歴史資料館所蔵)

注) 1. f は, b/a (%). g は, (b+c)/a (%). h は, d/a. 2.8 種蔵村・9 菅沼村の家数・皆潰家屋数は史料の記載のまま。3. 小計は文書に記載されたままである。h は一軒当たり平均死亡者数。

率の影響の加わり方が小さすぎるのではないかと、と問題点を指摘した。

それに対し、宮村氏⁽¹⁾は、半潰の重みについてはとにかく便宜的にとつたもので、全潰が一〇〇パーセントに近いところ以外では、これで大勢に影響がな
く、一応のめやすとしてよいのではないかと思う、と答えている。

宮村氏は半潰の重みを全潰の五〇パーセントとしたのは便宜的にとつたもの
だとする。半潰の重みについて、具体的な個別事例を検討したうえで理解で
はない。半潰の重みを全潰の五〇パーセントとすることについて根拠は示され
ていない。半潰とはどのような潰れ方であろうか。

一八二八年三条地震の史料によると、潰家とは家が揺れ潰れて家族が家の下
敷きになる状態をいう。したがって「潰家」は全壊家屋と見なしてよからう。⁽²⁾

では、半潰とはどのような潰れ方なのか。同じく一八二八年三条地震の資料か
ら新発田藩中之島組（長岡市）の死亡者四一人の内訳をみると、半潰で死者が
あつた事例が一件のみである。このとき死亡したのは子どもで、間仕切りの壁
が揺り落ちたために圧死している。⁽³⁾この事例を見る限り「半潰」の家屋で死者
が出ることはめつたにないと考えられる。死者のあまりない「半潰」家屋は本
当に全潰家屋の五〇パーセントとしてよいのであろうか。

半潰とはどのような潰れ方を意味しているのか、多くの事例をもとに検討す
ることが重要である。半潰の重みを明確にできないのであれば、原段階では家
屋倒壊率は家屋全壊率と考えるのが妥当であろう。

おわりに

一八五八年飛越地震の被害史料には、「飛驒国村々大地震先御届出」のよう
な同じ文書に村の家数・家屋被害数が記される貴重な史料が残されている。こ

の史料は被害数が記されているのであるから、翻刻の際に数字が間違つたと家屋
倒壊率が導き出せなくなる。本稿では従来の不十分な翻刻を訂正するため「飛
驒国村々大地震先御届出」を翻刻し直し、家屋被害一覧表を作成した。

また、家屋被害率の導き出し方について従来の方式に関する議論を整理し、
半潰の重みの理解が不十分であることを明確にし、現段階では家屋倒壊率を導
き出す際に半潰家屋の数字を入れるべきではなく、家屋倒壊率は家屋全壊率と
考えるのが妥当であるとした。今後、半潰家屋とは皆潰家屋と比較してどのよ
うな状態を示しているのかについて検討を重ねる必要がある。

註

(1) 具体例として、矢田俊文・卜部厚志「一八二八年三条地震による被害分布と震源域の
再検討」『資料学研究』七号、二〇一〇年、矢田俊文・卜部厚志「一七五一年越後高田地
震による被害分布と震源域の再検討」『資料学研究』八号、二〇一一年、矢田俊文・上田
浩介「一七五一年越後高田地震史料・越後頸城郡吉尾組（桑取谷）地震之節諸事亡所之品
書上帳と越後国頸城郡高田領往還破損所絵図」『災害と資料』五号、二〇一一年を参照さ
れたい。

(2) 宇佐美龍夫・東京大学史料編纂所・京都大学防災研究所上宝地殻変動観測所「飛越地
震（安政五年二月二六日）と跡津川断層」『地震予知連絡会会報』二二巻、一九七九年

(3) 「一八五八年飛越地震における死亡者数と土砂災害―飛驒国を事例として―」『資料学
研究』一二号、二〇一五年

(4) 『岐阜県史 資料編 近世八』岐阜県、一九七二年

(5) 宇佐美龍夫ほか前掲「飛越地震（安政五年二月二六日）と跡津川断層」

(6) 「飛州村々地震一件」をはじめとする高山代官所の文書については、太田尚宏「飛越地
震における高山代官所の初動対応―震災一件諸書物引渡目録―より見る」『国文研
ニューズ』No.28、二〇一二年がある。

(7) なお、届出書の合計数は潰家九軒・半潰一軒・即死三人・怪我二人の数値が反映され
ている。

- (8) 宇佐美龍夫ほか前掲『飛越地震（安政五年二月二十六日）と跡津川断層』
- (9) 宮村撰三「昭和一九年一月七日東南海地方震災調査概報―主トシテ家屋被害ノ分布ヨリ見タル対震国土計画ノ問題ニ就テ―」『地震研究所研究速報』四号、一九四五年
- (10) 宮部直己「地震による木造家屋の被害」『地震研究所彙報』二四号、一九四六年
- (11) 宮村撰三「東海道地震の震害分布（その一）」『地震研究所彙報』二四号、一九四六年
- (12) 矢田俊文「一八二八年三条地震における民衆と民家の被害 新潟大学人文社会・教育学系附置環東アジア研究センター編『環東アジア地域における社会的結合と災害』新潟大学人文社会・教育学系附置環東アジア研究センター、二〇一二年
- (13) 前掲矢田俊文「一八二八年三条地震における民衆と民家の被害」。

(表紙)
「一十三」

安政五年年

飛州村々地震一件

高山控

(貼紙)
「地第二五九号」

飛州村々大地震先御届書

当月廿六日暁九ツ半時頃、私御代官所飛州村々大地震^{二而}、大野郡高山陣内御米藏^并吉城郡古川町方村困御藏共壁震落、其外破損所出来候^{二付}、早速仮繕申付置、引続御修復御入用目論見可相伺積^り御座候、但越中国^江之往還、同郡荒田口・中山口・小豆沢口右三ヶ所口留番所之儀も及大破候儀と存候得共、山崩等^{二而}道橋相損、通路差支、尔今訴出不申候間、委細之儀は追^而可申上候得共、先ッ此段御届申上候、以上

(割印) 午二月

(忠意)
福王三郎兵衛 印

御勘定所

(朱子)
「下御勘定書中之間」

飛驒国村々大地震先御届出

一、高六拾八石七斗七升三合

家数貳拾四軒

人別百六拾四人

内

飛驒国吉城郡
大無雁村

(貼紙)
潰家四軒

「右之外、往還欠所出来候得共、間数不相知旨申立候」

一、高三拾七石七升六合

落合村

家数拾貳軒

人別八拾六人

内

潰家貳軒

外

半即死貳疋

右之外、田畑^并往還欠所、植木場崩損候分も有之候得共、反別・間数等不相知旨申立候

一、高拾七石六斗三升五合

岸奥村

家数四軒

人別貳拾八人

内

半潰家壹軒

右之外田畑并植木場等損所も有之候得共、未取調方不行届旨申立候

一、高三拾三石九斗四升

家数拾軒

人別七拾壹人

内

潰家七軒

半潰三軒

前同様申立候

一、高六拾壹石貳斗五升七合

家数貳拾七軒

人別百三拾九人

内

潰家拾五軒

○

半潰家拾貳軒

怪我人貳人

外

牛即死□疋

同怪我 貳疋

前同様申立候

一、高三拾貳石六斗三升四合

家数九軒

人別六拾九人

野首村

林村

○内 寺壹ヶ寺
一軒寺
一軒寺

牧戸村

内

潰家三軒

半潰家六軒

前同様申立候

一、高三拾三石壹斗七升七合

家数七軒

人別五拾壹人

内

潰家四軒

半潰家貳軒

即死貳拾六人

怪我三人

外

牛即死三疋

前同様申立候

一、高八拾五石八斗四升八合

家数貳拾三軒

人別百五拾壹人

内

潰家六軒

半潰家拾八軒

怪我人貳人

前同様申立候

一、高三拾七石壹斗貳升六合

丸山村

種蔵村

菅沼村

家数拾壹軒

人別八拾壹人

内

潰家三軒

半潰家九軒

即死三人

外

牛即死壹疋

前同様申立候

一、高式拾四石壹斗

家数^八式軒

人別四拾三人

内

潰家貳軒

半潰家六軒

即死三人

怪我壹人

外

牛即死壹疋

前同様申立候

一、高六拾三石四斗壹升

家数拾五軒

人別九拾八人

内

巢之内村

潰家壹軒

半潰家^七軒

右之外、山崩谷川押出等^二而田畑損地出来候得共、反別等いまた取調方

不行届旨申立候

一、高式拾七石壹斗八升壹合

家数四軒

人別三拾五人

内

半潰家壹軒

前同様申立候

一、高四石壹斗壹升壹合

家数貳軒

人別貳拾壹人

内

半潰家壹軒

前同様申立候

一、高五拾貳石八斗壹升

家数拾四軒

人別百七人

内

潰家五軒

内^三壹軒^三寺

半潰九軒

内寺壹ヶ寺

小嶋郷

中沢上村

山之山村

禰宜ヶ沢上村

○— ○— 即死四人

外

板小屋壺ヶ所 皆潰
内壺ヶ所 流失

前同様申立候

一、高四拾壺石八斗八升四合

家数拾四軒

人別百拾九人

内

半潰家貳軒

一、高百九拾五石九斗七升

家数六拾四軒

人別四百拾八人

内

潰家三軒

即死拾壺人

外

板藏壺ヶ所 皆潰
秣小屋壺ヶ所 皆潰

右之外、田畑損所も出来候得共、反別等不相知旨申立候

一、高百四拾壺石八斗四升三合

家数五拾九軒

人別四百貳拾五人

是は、此度之地震^ニ而潰家^并田畑損地等出来候得共、災事之義訴出候迄

^ニ而未取調方不行届旨申立候

一、高式拾三石七斗七升四合

家数拾貳軒

人別九拾壺人

内

潰家八軒

半潰家四軒

即死三人

怪我四人

外

馬即死三疋

右之外、田畑損地出来候得共、未取調方不行届旨申立候

一、高式拾七石式斗六合

家数六軒 皆潰

人別五拾六人

内

即死七人

怪我三人

外

牛即死六疋

同怪我貳疋

右之外、田畑^并植木場損所も有之候得共、いまた取調方不行届旨申立候

一、高六拾式石三斗三合

有家村

天生村

小鷹利郷
中沢上村

家数拾六軒

人別百九人

内

潰家八軒

○

即死拾人

怪我貳人

前同様申立候

一、高四百拾九石壹斗九升七合

家数九拾八軒

人別五百八拾七人

是は此度之地震^三而潰家^并人・牛馬即死・怪我等多分有之候得共、災事之

義訴出候迄^三而いまた取調方不行届旨申上候

一、高七拾五石四斗五升五合

家数四拾軒

人別貳百六拾六人

内

潰家貳拾七軒

半潰家拾三軒

即死五拾六人

怪我拾四人

外

牛馬即死拾三疋

右之外、田畑損地^并多分有之候得共、未取調方不行届旨申立候

一、高四拾壹石三斗五升六合

家数拾七軒

人別百拾四人

内

潰家九軒

半潰家七軒

内^寺壹軒

即死貳人

怪我壹人

外

牛馬即死八疋

前同様申立候

一、高拾八石六斗八升四合

家数八軒

人別五拾八人

内

潰家六軒

半潰家貳軒

即死貳人

怪我壹人

前同様申立候

一、高七拾石壹斗九升九合

家数拾壹軒

人別百拾貳人

新名村

上ヶ嶋村

羽根村

内

潰家九軒

半潰式軒

即死五人

怪我四人

外

馬即死三疋

外

潰家壹軒 口留番所壹ヶ所

「口留番所壹ヶ所 皆潰」

前同様申立候

一、高式拾八石三斗五升

家数拾軒

人別七拾壹人

内

潰家九軒

半潰家壹軒

即死三人

怪我貳人

外

牛馬即死三疋

前同様申立候

一、高拾七石八斗九升八合

家数八軒

人別四拾五人

内

潰家六軒

半潰家貳軒

外

牛即死壹疋

前同様申立候

一、高式拾貳石式斗六升式合

家数五軒 皆潰

人別三拾八人

内

即死三人

外

牛即死貳疋

前同様申立候

一、高式百貳拾六石九斗六升八合

家数四拾八軒

人別貳百七拾九人

内

潰家四拾三軒

内式軒

内式軒

半潰家五軒

即死拾貳人

森安村

西忍村

外

牛即死拾三疋

前同様申立候

一、高七拾石三斗七升七合

家数貳拾六軒

人別百貳拾九人

内

潰家七軒

半潰家拾五軒

即死七人

怪我六人

外

牛即死三疋

同怪我四疋

前同様申立候

一、高三拾三石九斗七升貳合

家数九軒

人別七拾五人

内

潰家六軒

半潰家三軒

即死三人

怪我五人

外

三川原村

牛即死四疋

前同様申立候

一、高貳拾貳石九斗貳升六合

家数拾四軒 皆潰

人別八拾九人

内

即死貳人

右之外、田畑損地多分出来候得共、未取調方不行届旨申立候

口留番所老ヶ所 皆潰

潰家貳百拾八軒

内五軒 内寺五ヶ寺

内貳軒 焼失

半潰家百三拾九軒

内老軒 内寺老ヶ寺

即死百六拾貳人

怪我五拾人

外

牛馬即死六拾七疋

同怪我九疋

外

郷藏ヶ所 破損

是は古城郡三日町村・船津町村地内ニ取建有之候、凶年手当困糶詰入候郷藏、此度之地震ニ而土壁震落、所々破損いたし、尤困糶は別条無之趣訴出

左古村

候ニ付、精々取繕、火盜之難無之様、大切ニ可心付旨申渡置候義ニ御座候

右は、私御代官所飛驒国村々之儀、当三月廿六日晝九ツ半時頃ル稀成大地震ニ而、

別而吉城郡小嶋郷、小鷹利郷、下高原郷筋は震動強く、山々震崩れ、潰家并即死・

怪我人等夥敷有之、田畑其外崩損候分も不少候得共、銘々打驚駈付注進申出候

義ニ付、猶追而取調可申立、且越中国江之往還道筋前出山崩等ニ而通路難相成旨等、

追々訴出候分書面之通御座候、右之外潰家・即死・怪我人有之候村々も多分之

儀相聞候ニ付、急難手当救方として手代・地役人差出申候、委細之儀は見分取

調之上可申上候得共、先此段不取敢御届申上候、以上

(割印) 午月

御勘定所

福王三郎兵衛印

(朱書)
「御殿中之間 江忝通ツ、差出候積
御取箇方」

午二月晦日急宿継を以江戸表江差上候事」

飛州吉城郡村々江檢使手代差立候先御届書

私御代官所飛州吉城郡村々之儀、去月廿六日晝九ツ半時頃、大地震山崩ニ而人家

押潰、即死、又は土中埋死人有之候段、村々方追々届出候ニ付、檢使として手

代共差出申候、委細之義は追而可申上候得共、先此段御届申上候、以上

午三月

福王三郎兵衛

飛驒国村々大地震先御届書

高拾石四升七合

家数六軒 半潰

飛驒国大野郡 保木脇村

人別五拾式人

飛驒国大野郡 野谷村

右之外、田畑往還等損所出来候趣申立候

高四石式斗四升九合

家数三軒

飛驒国大野郡

人別式拾六人

内

潰家式軒

内寺 壹ヶ寺

半潰家壹軒

右之外、損所出来候趣申立候

高四拾五石八斗式升

家数拾三軒 半潰

大牧村

人別百拾人

半潰家拾三軒

右之外、植木場往還等損所出来候趣申立候

高百七拾七石六斗七升五合

家数九拾式軒

萩町村

人別六百式拾人

内

潰家三拾六軒

内寺 式ヶ寺

半潰家四拾四軒

右之外、往還其外損所出来候趣申立候

高拾石壹斗貳升三合

家数七軒

一、人別六拾四人

内

潰家壹軒

半潰家四軒

右之外、田畑石砂入相成候趣申立候

高五石五斗四升壹合

家数五軒

一、人別五拾壹人

内

潰家壹軒

半潰家四軒

右同断

高百拾四石貳斗三升九合

家数拾八軒

一、人別百九人

内

潰家四軒

右之外、田畑往還等損所出来候趣申立候

高貳百三拾七石五斗六升七合

家数四拾九軒

一、人別三百六拾七人

嶋村

牛首村

鳩谷村

飯嶋村

内

潰家拾軒

右之外、往還其外損所出来候趣申立候

高六石壹斗四升

家数貳軒

一、人別貳拾六人

内

半潰家壹軒

右之外、所々損所出来候趣申立候

高拾五石貳斗五升

家数八軒

一、人別六拾三人

内

潰家貳軒

半潰家三軒

内寺 壹ヶ寺

右同断

高貳石貳斗四升六合

家数三軒

一、人別三拾三人

往還其外損所出来候趣申立候

高四拾八石三斗貳升三合

家数拾三軒

一、人別貳百三拾七人

大窪村

馬狩村

内ヶ戸村

長瀬村

内
半潰家五軒

内寺 壺ヶ寺

右之外、所々損所出来候趣申立候

高四石六斗

家数七軒

一、
人別百拾四人

往還其外損所出来候趣申立候

高五石四斗式升

家数七軒

一、
人別百四拾九人

内

潰家三軒

右之外、往還其外損所出来候趣申立候

高壺石四斗

家数五軒

一、
人別拾七人

引渡橋流失、其外損所出来候趣申立候

高壺石

家数五軒

一、
人別五拾人

山崩通路相不成趣申立候

高壺石八斗六升

平瀬村

木谷村

福島村

椿原村

一、
家数五軒
人別六拾九人

右同断

高六斗九升

家数九軒

一、
人別七拾五人

右同断

〔付懸〕
高三拾三石四斗三升五合

家数拾五軒

一、
人別百八人

内

潰家五軒

内式軒 焼失

半潰家六軒

即死四人

外

牛即死式疋

外

本地挽小屋壺軒 皆潰

同即死三人

右之外、田畑往還其外損所出来候得共、反別・間数等いまた取調方不行

届旨申立候

高六石四升式合

芦倉村

小白川村

同国吉城郡
巢納谷村

一、家数九軒 半潰
人別六拾八人

加賀沢村

是は前同様申立候

高九石三斗四升

一、家数六軒

人別四拾人

小嶋郷
谷村

内

半潰家壹軒

前同様申立候

〔付紙〕
高四百拾九石壹斗九升七合

一、家数九拾八軒
人別五百八拾七人

角川村

内

潰家四拾貳軒

内寺壹ヶ寺

半潰家三拾五軒

即死貳拾三人

下
本文潰家并人牛馬即死・怪我等之義
追而取調可申上間、先達而申上置候所、
今般取調成行、下ヶ札を以申上候

○怪我三人

外即死□四疋

□□□□

馬即死

〔貼紙〕
外

牛馬即死拾貳匹

前同様申立候

高七拾八石九升四合

一、家数三拾七軒

人別貳百貳拾人

内

潰家四軒

半潰家貳拾八軒

右之外、往還植木場田畑損所出来候趣申立候

高拾九石八斗七升五合

一、家数拾六軒

人別九拾七人

内

潰家五軒

半潰家拾軒

内寺壹ヶ寺

即死壹人

右之外、田畑板橋其外損所出来候趣申立候

高三拾石六斗三升五合

一、家数拾壹軒

人別九拾四人

内

潰家壹軒

半潰家六軒

即死三人

同国吉城郡

打保村

戸谷村

桑ヶ谷村

外

牛即死貳疋

右之外、田畑植木場所々損所出来候趣申立候

高拾石九斗九升七合

一、家数六軒

人別四拾八人

内

半潰家壹軒

右之外、田畑植木場所出来候趣申立候

高七拾三石壹斗九升六合

一、家数貳拾貳軒

人別百六拾七人

内

潰家七軒

内寺壹ヶ寺

半潰家拾五軒

即死七人

怪我壹人

外

牛即死貳疋

牛即死貳疋

外

(下紙)

貯夫食話ノ

御藏壹ヶ所

皆潰

右之外、田畑其外損所出来候趣申立候

〔下紙〕此郷藏之義、村方注進之趣^三而組入候处、如何之上相糺、郷藏無之候事

高拾三石八斗四升九合

一、家数拾七軒

人別百拾人

内

半潰家拾七軒

外

口留番所壹ヶ所 皆潰

右之外、損所出来候趣申上候

高貳拾九石九斗壹升七合

一、家数貳拾貳軒

人別百四拾八人

内

潰家三軒

内壹軒 流失

半潰家拾六軒

即死貳人

右之外、往還損所出来候趣申立候

高八石八斗五升

一、家数六軒

人別三拾五人

内

潰家三軒

半潰家三軒

小豆沢村

杉原村

跡津川村

大多和村

右之外、田畑往還損所出来候趣申立候

高四石四斗九升

一、家数四軒 半潰

人別貳拾九人

内

半潰家四軒

右之外、田畑往還損所出来候趣申立候

高五拾壹石壹斗六升八合

一、家数九軒 半潰

人別六拾七人

内

半潰家九軒

右之外、田畑往還損所出来候趣申立候

高三拾石三斗八升四合

一、家数拾六軒 半潰

人別九拾壹人

右之外、田畑往還損所出来候趣申立候

高壹石六斗九升

一、家数壹軒 皆潰

人別三人

内

怪我壹人

前同様申立候

高壹石六斗九升九合

土村

鹿間村

割石村

吉ヶ原村

一、家数貳軒 半潰

人別拾九人

前同様申立候

高三拾四石五斗壹升八合

一、家数拾貳軒 半潰

人別九拾貳人

前同様申立候

高拾壹石六斗五升三合

一、家数五軒

人別三拾三人

内

潰家壹軒

半潰家四軒

外

牛即死壹疋

前同様申立候

高五拾四石八升壹合

一、家数貳拾八軒

人別百五拾六人

内

潰家拾三軒

内寺 壹ヶ寺

内壹軒 焼失

半潰家拾五軒

高原郷 二ッ屋村

東漆山村

牧村

西漆山村

即死五人

怪我者人

前同様申立候

高拾貳石貳斗六升九合

一、家数拾軒 半潰

人別六拾八人

前同様申立候

高四拾五石九斗六升八合

一、家数拾四軒

人別八拾七人

内

半潰家拾軒

外

口留番所壹ヶ所 皆潰

前同様申立候

高五拾壹石九斗八升九合

一、家数三拾九軒

人別貳百七拾壹人

内

潰家貳軒

半潰家三拾四軒

外 内寺 壹ヶ寺

外

牛即死壹疋

外

口留番所壹ヶ所 皆潰

右之外、損所出来候趣申立候

高貳拾貳石八斗四升壹合

一、家数拾九軒

人別百人

内

潰家壹軒

半潰家壹軒

前同様申立候

内

口留番所三ヶ所

貯食詰 郷藏壹ヶ所

潰家百四拾七軒 内寺 六ヶ寺

内 三軒 燒失

合

半潰家三百四拾五軒 内寺 四ヶ寺

即死四拾五人

怪我六人

外

牛馬即死貳拾疋

下高原郷 中山村

右は、私御代官所飛驒国村々之儀、去月廿六日曉九ツ半時頃、大地震^三、別^而吉城郡小鷹利郷・小嶋郷・下高原郷筋震動甚敷、山々震崩れ、潰家・即死・怪我人等夥敷、田畑其外崩損候分不少趣訴へ出候分、去月中不取敢御届申上候处、

右之内猶又取調申出候分、且追々申出候分、猶又前同刻大野郡白川鄉村々之儀も同様震動甚敷、潰家其外等届出候分共取調候処、書面之通御座候、尤右之外、潰家・即死・怪我人有之候村々も可有之、急難手当救方として手代・地役人差出申候、委細之儀は見分取調之上可申上候得共、先此段不取敢御届申上候、以上

(割印) 午三月

御勘定所

福王三郎兵衛

飛州村々地震災害ニ付急夫食渡方御届書
(貼紙)
 一、 粃百五拾八石七斗五升七合五勺

此玄米七拾九石三斗七升八合七勺五才

此白米七拾式石壹斗六升式合五勺

但、五合摺

此飢人五千七百七拾三人

但、老人一付一日米式合五勺宛、日数五日分

右は、先達^二御届申上置候私御代官所飛州吉城郡村々之義、当二月廿六日稀成大地震^二潰家・即死人多分有之、其上山崩、土石川々^江落下、流水湛一時^二居村^江開き、床上迄押上、夫食・種物等不残及流失、又は土中^江埋候分も有之、当月夫食必至差支候^三付、手代・地役人差出、同月廿七日^ハ当月朔日迄、日数五日分急難^一為御救夫食相渡^一
(貼紙) 申候、尤兼而伺濟之趣を以、凶年為手当、
 吉城郡船津町村外式々村郷蔵詰之内を以、書面之通相渡、飢為凌候義^二御座候、依之此段御届申上候、已上

(割印) 午三月

御勘定所

福王三郎兵衛印

飛州村々大地震^二口留番所其外及潰候御届書

当月 日御届申上置候私御代官所飛州村々稀成大地震^二而、越中国^江之往還、吉城郡荒田口・中山口・小豆沢口・羽根口、右四ヶ村口留番所并木戸柵・矢来共大破又ハ震潰、尔今震動不相止、山崩大石土砂落重り、道橋及大破、通路相留り居候得共、御取締之場所故、雑木を以早速仮木戸取建、尤番所大破之分ハ仮繕ひ、皆潰之分ハ小屋懸ケ、又ハ最寄百姓家^江仮番所補理^一彼地詰合之地役人共、且羽根口之義ハ定番之もの^ハ追々申越候^三付、見分^一之もの差置、御普請目論見^二追^一而相伺候様可仕候、依之此段御届申上候、以上

(割印) 午三月

御勘定所

福王三郎兵衛印

以切紙致啓上候、春暖之節御座候処、弥御堅固被成御勤珍重奉存候、然ハ三郎兵衛支配所飛驒国村々日用塩之義は、兼^而御承知之通、其御領分道筋^ハ飛州中山口・荒田口・小豆沢口等^江引取相続仕来候処、去月廿六日曉九ツ半時頃稀成大地震^二付、山崩其外^二而右三道共大石土砂押出、或ハ欠崩悉及大破、通行必至差支候、然^ル処、同国吉城郡角川村^ハ其御領分越中国桐谷村^江之場所、新道切開、塩荷其外共運送いたし度段願出、右ハ国用第一之塩引取方差支候^而ハ、相続方^ハ抱り実^ニ不容易筋^三付、御領分^ニをみて差支筋無^一之候ハ、三郎兵衛^ハ其筋^江申立候積^ニ御座候間、道並村々故障有無御糺否、早々御申越有^一之候様いたし度存候、右之段可得御意、如此御座候、已上

三月十一日

高山 兩人

松平大藏大輔様御内

御役人中様

法被壺枚

提灯壺張

右、被成御渡奉受取候、已上

午三月十一日

加藤周右衛門印

大地震急難御救拝借金之儀ニ付伺書

拙者元御代官所

飛州大野郡
吉城郡
七拾ヶ村

(下紙)

一、村高三千四百九拾三石五升
惣家数千式百式拾七軒
潰家七百九軒

内

×皆潰三百式拾三軒

内 寺拾三軒 八ヶ寺
道場壺軒 山崩土中埋相知不申分

×半潰三百七拾七軒

内 寺道場 六ヶ寺
壺軒

×流失四軒

×焼失五軒

外

×皆潰口留番所壺ヶ所

×半潰同三ヶ所

×皆潰高札場三ヶ所

×半潰同壺ヶ所

×皆潰高札覆壺ヶ所

×皆潰郷藏壺ヶ所

×半潰同壺ヶ所

×皆潰土藏拾壺ヶ所

×半潰同式拾八ヶ所

×皆潰板藏六ヶ所

×半潰同式拾四ヶ所

×流失同三ヶ所

×皆潰物置式拾六ヶ所

×内壺ヶ所 土中埋相知不申分

×半潰同五拾壺ヶ所

×皆潰秣小屋四拾六ヶ所

×半潰同式拾式ヶ所

×流失同三ヶ所

×山崩埋板藏四ヶ所

×同秣小屋三ヶ所

×皆潰堂社七ヶ所

×半潰同九ヶ所

×皆潰庫裏壺ヶ所

×半潰同壺ヶ所

×皆潰鐘楼堂四ヶ所

×同経藏壺ヶ所

貯穀損失

×粃壺石壺斗九升五合四勺式才

×稗六拾三石五斗六升七合四才

外

×木地挽潰小屋式軒

×変死六人

〔下紙〕本文震災之儀、余国と違ひ飛驒国之儀は峻岨之山々立統候、村之四方山崩相成、通路不相成、其上最初地震始候より同日刻々之震動、出役之もの一命も拘り、何れも危陥恐怖いたし居候得共、左り辻捨置候儀不相成、強而出役申付、夫食米渡方として廻村為致候処、右之通時々震動之毎度山崩いたし、村々難相越候分は無余儀立戻候儀、迎も見分廻村難出来、無詮方、震動相止候を見合罷在候処、追々震動薄らき候間、峻岨之山坂上下いたし、漸々廻村見分いたし帰着、直々取懸候得共、数拾ヶ村之儀も有之、旁々又々時日を経、漸々取調出来、今日差上候儀御座候、且又村々愚昧宗門人別帳調方不行届、其上恐怖本心を失ひ不都合之儀等申上、出役之ものも殆迷却いたし帰着之上、右取調又々日数を経候儀御座候、此段宜御承知被置、若御尋等も有之候ハ、可然御申立有之度、且右之次第故、猶御調之上は家数人別等之増減可有之儀と存候、此段も為後申進候、勿論右之趣は役支配申送候積御座候、以上

午四月

高山

御役所

江戸

御役所

右は、当二月廿六日曉九ツ半時頃る大地震、拙者元御代官所飛驒国村々災害之始末不取敢御届申上置、早速手附・手代・地役人共手配差出、兼郷藏詰相成候凶年手当困糶之内を以救米相渡、飢渴為凌、△村々災害之様子見分いたし候処、誠以言語絶候大変之体見不忍、地面割裂、七、八寸る壱丈余数拾間程筋立開、右割目る黒赤色等之泥水吹出し、五、六尺四面程之大石山々々転落

田畑悉致変地、且居村平地之場所山崩土砂押出し、無跡形相成候場所も有之、用水路も同様相成、或は床違成水乗不申、川附村々は右大石・土砂水行を塞ぎ、泥水溢出、田畑家居共押流し、潰家之儀何れも家善平押潰、桁・棟

梁・矧目・腰木等其外建具類打碎、家財諸道具は悉打毀、小前は勿論村役人共迄本心取失、途方暮、忙然いたし居、出役を見受、狼狽頻落涙止かた、悶絶いたし、尋候答も出来兼打臥居、小児・老若・男女は泣喚、怪我人共は倒苦痛罷在候有様、不便至極、其上銘々貯置候雜穀之類は、俵物押崩致散乱、吹出候泥水を冠、中は土砂押埋分も有之、及飢渴候体付、猶又前書困糶之内を以相渡為凌、村々人牛馬死失、怪我等相糺候処、男女死失式百三人、怪我四拾五人、右之内片輪成農業渡世相成不申者共、人有之、斃牛六拾四疋、同馬式拾三疋有之、多分之人絶相成、災害村々之分人別式厘四毛ヨ之減方相成、何共歎敷儀御座候、差向村々用水路手入、又は模様替不仕候は香水差支、且は田方用水肝要之時節付、捨置候は苗代は勿論、無難之田地植付も差支候処、場広之儀中々以村々自力及不申、火害等之難共誤違、家居・田畑・山林等迄覆候大災、捨置候は皆潰亡所相成候村々も有之、人命拘り、御収納御利益を失、不容易儀迎も御救不被下候は、何共不仕様無御座候、且又右地震越中江之往還西道・中道・東道と唱候道筋、大石土砂押出、通路難相成、元来飛驒国之儀は夫食日用塩不引足、美濃・越中国入米・塩を以相続仕来候処、右美濃国米塩買入候村々は不殘災害通れ、道筋差支無之、此度災害請候村々は何れも越中国買入候儀、前書三道共通路相止、必至差支、既見分出役之ものも峻岨之山人跡無之、危窮之場所上下いたし、漸々廻村仕候由、右付米塩等運送は迎も難相成、無扱越中国長谷通りと申場所飛州二ツ屋

口江掛り、此節少々、運送いたし候由、然ル処四十八瀬と唱、峻岨之谷間切岸意筋之谷川数度徒渡いたし崖路を伝ひ嶮難之場所通行いたし候儀有之、出候数拾ヶ所之谷川有之、此場所岨道多く、步行難相成節は右谷川徒渡いた

朱書之通取直御届差出候段、江戸表方申越候事」

し候、至而難場ニ有之其上△解之節、又は梅雨其外雨天之節は水嵩相増候間、運送往来之もの、必至難渋いたし候趣、右ニ付自然米塩入方不拵取、且は直段ニも差響、猶更村々難渋いたし候は勿論之儀、且前文道筋村々は田畑纒ニ而牛付荷物等運送いたし、駄賃を取、渡世いたし来候処、通路相止稼ニ離レ、是又難渋候もの多人数有之、第一夫食日用塩ニ差支、不容易儀ニ付、通路切開方之儀、身元相応重立候もの共江精々申渡置候由、見聞いたし候元ベ・手附之もの方申越候、〔朱字〕「左候而は」右事実承り候間は何分難捨置候間、格別之御沙汰を以、右道普請并用水路模様替普請等之為御手当金□五百両書面之村々江急拝借被仰付被下度、〔朱字〕「不〔朱字〕候事而は」左も無之候而は、〔朱字〕逆も相統筋手段無之、此上難渋ニ迫、心得違人氣立候様罷成候而は、〔朱字〕恐入深心配仕候儀ニ御座候、且元支配所村々之もの共儀、去ル辰年熟作ニ付冥加米上納相願候実心之良民共虚敷退転為及候段、歎敷奉存候間、御仁恵之御沙汰を以、永年賦拜借被仰付候様仕度奉存候、然ル上は、右拝借金高村々ニ応し貸渡、年賦返納候之儀は別紙を以追而相伺候様、可仕候間免逆伺之通拜借被仰渡、〔朱字〕「相願候外無之旨見分いたし候元ベ手附之者申越候、然ル上は」〔朱字〕「紙挿入」△増田作右衛門儀、飛驒郡代被仰付、郷村受取以前ニは候得共、右震災ニ而潰家、圧死・怪我人も有之、其上道橋破損、米塩取入、窮民救方として飛驒国江罷越候旨懸合候付、飢民救助、道橋普請等も同人方ニ而取計候儀と奉存候間、私方別段御救筋不申上取調候趣」

付、御下金等被成下候様仕度奉存候、依之災害村々一村限帳巻冊相添此段奉伺申置候、以上

(割印) 安政五年午四月

「御殿」
御勘定所

右四月七日急便を以差出候事

福王三郎兵衛印

一、別紙一村限帳之通ニ付略之

右は追々御届申上候、拙者元御代官所飛驒国村々大地震ニ而潰家、即死、

怪我人夥敷、田畑其外損所出来候趣訴出候付、手附・手代・地役人共差出、場所見分之上始末吟味為仕候処、当二月廿六日曉九ツ半時頃方四方山々鳴動、俄ニ地震いたし、家居三、四尺程ツ、震上ケ、地面割裂、所々山崩、土砂押出、大石転落、居宅震潰れ、又は土中江埋り、其上川村村々ハ右大石・土砂ニ而水行を塞、泥水溢出、田畑・家居共押流候、銘々可扶合様も無之、狼狽身命限り逃出候得共、土中ニ被埋、大石ニ当り即死・怪我等いたし、老幼・男女は猶更恐怖本心を失ひ、狂気同様鳴立、或ハ哭泣罷在候内、無程夜も明候得共、無絶間震動いたし、途方ニ暮佇居候処、少々ツ、震止候間、助命之もの共集り、即死・怪我人取調候処数不知、土中江埋り候分は夫々掘出、不取敢訴出候儀ニ而、貯穀は勿論銘々貯置候雑穀之類共、何れも土中ニ埋れ、自他村々無差別災害故、助合方も無之、当日凌方差支候段申立候付、兼而村々出金買入困置候凶年手当困初之内ニ而夫食米相渡、飢渴為凌、書面死骸は取置、潰家ハ取片付可申旨申渡候段、見分出役之もの方申越候、依之御届申上候、以上

(割印) 午四月

「御殿中之間」
御勘定所

福王三郎兵衛印

下ケ札

下ケ札

本文御届之儀、別紙御取箇方江可差出一村限帳外物之廉々有之候、用水路、田畑、往還損所等は御省き、其余不残御認御差出有之度、尤変死人等名前速々相認可申儀と存候得共、此度之儀は救拾ケ村ニも有之、旁一村限帳之振合ニ而宜候哉と被存、勿論右ニ而差支候儀ニ候ハ、次便公事方御奉行所江可差出分共一同可差進候、右は拝借金を差急候事ニ付、不取敢差立申候否御申越可被成候、以上

午四月

江戸 御役所

高山 御役所

〔采老〕
〔右四月七日急便を以差立候事〕

飛州村々地震災害ニ付再夫食渡方御届書

凶年手当困

一、糶三百八拾五石六斗五合 但、五合摺
此玄米百九拾式石八斗式合五勺 但、老人ニ付一日米式合五勺宛、
此白米百七拾五石式斗七升五合 日数十日分
此窮民七千拾老人 外、人別千式百七拾人 身元ケ成取続候もの渡米除之

右は、追々御届申上候、拙者元御代官所飛驒国大野・吉城郡村々之儀、当二月廿六日暁稀成大地震ニ而、潰家・即死・怪我人多分有之、其上山崩ニ而土砂・大石・根返木等川々を押し、流水湛、一時ニ居村江開き、床上迄浸、夫食・種物等流失、又は土中江埋候分も有之、当日夫食必至差支候ニ付、手代・地役人差出、兼而伺済之趣を以、凶年為手当村々出金買入困糶之内を以相渡、飢渴為凌、猶又此度潰家・変死等見分取調として手附・手代・地役人共手配差出、一村限之内身元相応ケ成取続候もの相除、其余難渋之もの江前書困糶之内を以相渡候処、書面之

通御座候、依之此段御届申上候、以上

〔割印〕 午四月

御勘定所

福王三郎兵衛印

飛驒国村々震災ニ付手当金相渡候御届書

覚

一、金百拾五兩三分永七拾四文四分

右は、拙者元御代官所飛驒国大野・吉城郡村々、今般地震災害之内極難必至難取続、村方江書面之通、同国非常御手当御貸附、利金當時有高不残相渡、急難為凌申候、依之御届申上候、以上

〔割印〕 午四月

福王三郎兵衛印

〔采老〕
〔御取箇方〕
御勘定所

本文非常御手当御貸附利金渡高御届之儀

御殿御勝手方江可差出分ハ、一村限割渡、仕訳書相添候義ニ而、未取調出来不致、最早跡支配江地震一件書類引渡可申候間、跡支配ニ而取調、差出候様可申送候積ニ御座候、已上

午四月

江戸 御役所

高山 御役所

飛驒国村々震災ニ付救助助力差出金其外員救御届書

覚

一、金百式拾兩壹分壹朱

下ケ札

一、銀貳百目八分

一、錢八拾壹貫百六拾六文

一、米拾俵貳斗五合 但、四斗入

一、味噌七拾五貫五百目

一、塩五俵 但、五斗入

一、漬菜貳貫目

是は高山陣屋許百姓重立候もの并小前之もの共銘々志を以差出候分

一、金四拾壹兩

是は郡中身元相応重立候もの差出候分

一、金七拾八兩貳分永式百四拾文壹分

是は郡中無難之村々申合出金いたし差出候分

〔貼紙〕三百兩永五拾貳文六分

金貳百四拾五兩壹分壹朱

銀貳百目八分

錢八拾壹貫百六拾六文

合 米拾俵貳斗五合 但、四斗入

味噌七拾五貫五百目

塩五俵 但、五斗入

漬菜貳貫目

右は、拙者元御代官所飛驒国大野・吉城郡村々大地震に而潰家・死人等夥敷、田畑損地、用水路・往還崩所出来、不容易災害に付身元相応之ものは勿論、小前に至るまで銘々志を以、書面之通拙者高山元役所江差出、夫々渡方有之度段願出、右は奇特之儀に付受取置、米・塩・噌・漬物は夫食差支候村々江早速割渡、金銀錢は用水路・往還取繕入用并難渡村々為手当割渡申候、尤此上志有之候もの、

米金其外差出候ハ、是又右之通取計可申處、今般鄉村引渡ニ不拘、震災一条増田作右衛門江引渡候間、猶同人より可申上奉存候、依之御届申上候

〔奉書〕本文震災ニ付而は、元手附・手代・地役人共江救方、用水路・往還・道橋損所取繕、切開方之儀、精々世話いたし候様申談、種々心を用ひ、急難救方其外

共無油断為取計候儀ニ御座候

以上

(割印) 午四月

御勘定所 福王三郎兵衛印

御勘定所

△札ケ下
本文差出金を以急場救遣候趣、不取敢御届差出候義に而老人別差出、名前之儀は、追而可取調之上可差遣候、震災一条増田作右衛門殿方江引渡候間、御同人方おみて可書上積、申送候様ニ御座候、已上

午四月 高山 御役所

江戸 御役所

〔奉書〕

安政五年四月

三郡村々後差出金之分震災御手当渡請印帳

郡中 惣代

覚

高金五拾貳兩貳分永式百四拾文壹分

郡中村々小前有志之もの後差出金之分

此割賦方

此割賦方

- 一、金三兩三分永百拾式文九分
- 巢之内村道取繕手当見込
- 一、金拾六兩壹分永式百三拾八文三分
- 新名村用水路取繕組落見込追入
- 一、金式拾四兩貳分永百六文六分
- 一、金七兩三分永三拾式文三分

下高原郷
村々
小嶋郷
村々
小鷹利郷
村々
白川郷
村々

右は、震災之村方へ施として郡中村々々跡差出金之分御渡被成下、書面之通類
 訳仕、郷限り災害厚薄難渋見計相渡候、追而渡方請印小前帳取調可奉差上候、
 以上

安政五年四月

高山
御役所

〔表紙〕
安政五年四月

震災村々用水路・往還道取繕方御立替金差出金御渡請印帳

郡中惣代

古川町方村名主 周右衛門印
 下北村名主 六兵衛印
 船津町村名主 平次郎印
 花里村名主 源右衛門印
 無数河村名主 長三郎印
 郡中会所 押上屋 吉兵衛印
 高山町年寄 矢嶋茂右衛門印

覚

高金式百五拾三兩永百四拾六文七分
 高金式百五拾兩は

高山町重立之者并小前
 有志差出金三郡村々
 右同断有志差出金之分
 御立金拝借分

高金五百三兩永百四拾六文七分

右割賦方

一、用水路千六百六拾間

下高原郷村々

此取繕入用金八拾三兩

内 金四拾壹兩三分永百五拾六文八分 御立替分
 金四拾壹兩永九拾三文式分 差出金分

一、往還道凡五里半

船津町村々谷村国境迄

此取繕入用金六拾八兩式分永百五拾式文八分

内 金三拾三兩式分永五拾式文壹分 御立替分
 金三拾五兩永百文七分 差出金分

一、往還道凡四里半

東町村々
 横山村迄

此取繕入用金五拾六兩永百七拾文五分

内 金式拾七兩壹分永式百壹文七分 御立替分
 金式拾八兩貳分永式百拾八文八分 差出金分

〔下紙〕
 横山村々国境迄之崩所普請之義ハ同村名主仁右衛門取計候ニ付除之

一、用水路凡七百間

小嶋郷村々

此取繕入用金三拾五兩

(下紙)

内 金拾七兩貳分永百七拾壹文五分 御立替分
金拾七兩壹分永七拾八文五分 差出金分

一、往還道凡四里 野口村方巢之内村船渡迄

此取繕入用金四拾九兩三分永百七拾九文三分

内 金貳拾四兩壹分永百五拾壹文五分 御立替分
金貳拾五兩貳分永貳拾七文八分 差出金分

一、用水路凡貳千四百拾間

此取繕入用金百貳拾兩貳分

内 金六拾兩三分永八拾九文六分 御立替分
金五拾九兩貳分永百六拾文四分 差出金分

一、往還道凡半里 角川村方二ツ屋村迄

此取繕入用金六兩永貳百四拾壹文貳分

内 金三兩永五拾壹文壹分 御立替分
金三兩永百九拾文壹分 差出金分

一、往還道凡三里半 三川原村方小豆沢村国境迄

此取繕入用金四拾三兩貳分永百八拾八文貳分

内 金貳拾壹兩壹分永百壹文四分 御立替分
金貳拾貳兩壹分永八拾六文八分 差出金分

一、用水路凡三百間 白川郷村々々

此取繕入用金拾五兩

内 金七兩貳分永七拾三文五分 御立替分
金七兩壹分永百七拾六文五分 差出金分

一、往還道凡貳里 福嶋保木方小白川村国境迄拾壹里之内大破場所

此取繕入用金貳拾四兩三分永貳百拾四文七分

内 金拾貳兩永貳百文八分 御立替分
金拾貳兩三分永拾三文九分 差出金分

用水路長延凡五千七拾間 但、拾間ニ付金貳分

此取繕入用金貳百五拾三兩貳分

内 金百貳拾七兩三分永貳百四拾壹文四分 御立替分
金百貳拾五兩貳分永八文六分 差出金分

合

往還道長延凡貳拾口里 但、金拾貳兩壹分永貳百三拾貳文三分三厘五毛

此取繕入用金貳百四拾九兩貳分永百四拾六文七分

内 金百貳拾貳兩永八文六分 御立替分
金百貳拾七兩貳分永百三拾八文壹分 差出金分

右は、震災用水路・往還道取繕入用御手当金不取敢御渡ニ相成、当分補方足金書面之通割賦相渡申度、勿論御立替金・差出金共割渡方之儀ハ大積リニ付、四郷江前書之通類訳仕、郷限ニ而損所厚薄、用水路取繕場所軽重見計立用取計、正路ニ相渡、追而渡方請印帳巨細ニ取調可奉差上候、以上

安政五年四月

古川町方村名主 周右衛門
下北村名主 六兵衛
船津町村名主 平次郎

花里村名主
源右衛門 印

安政五年四月

無数河村名主
長三郎 印

郡中会所
押上屋

吉兵衛 印

高山町年寄
矢嶋茂右衛門 印

高山
御役所

(表紙)
安政五年四月

非常御手当御貸附利金震災御手当渡請印帳

郡中惣代

一

高山
御役所

一、金貳拾三兩永拾貳文九分
覚

一、金四拾壹兩貳分永百拾四文八分

一、金貳拾兩貳分永百三拾四文

一、金三拾兩貳分永六拾貳文七分

一、金百拾五兩三分永七拾四文四分

小嶋郷之内
貳拾ヶ村

小鷹利郷之内
貳拾三ヶ村

下高原郷之内
拾五ヶ村

白川郷之内
拾三ヶ村

覚

一、金百三拾六兩永百四拾六文七分

一、金七拾八兩

一、金四拾壹兩

一、金八兩

小以金貳百六拾三兩永百四拾六文七分

古川町方村名主
周右衛門 印

下北村名主
六兵衛 印

船津町村名主
平次郎 印

花里村名主
源右衛門 印

無数河村名主
長三郎 印

郡中会所
押上屋

吉兵衛 印

高山町年寄
矢嶋茂右衛門 印

高山町

差出金

三郡村々
小前
差出金

郡中役元のもの
差出金

右同断

右は、非常御手当御貸付利金を以、此度震災村々御救方江御渡被成下、難有奉請取、
則四郷江引訳、其郷限窮難厚薄見計差略仕平等ニ割渡、追而村役人連印之小前帳
取調可奉差上候、以上

内金拾兩

吉城郡
丸山村
難渋もの当人渡

残金貳百五拾三兩永百四拾六文七分

内

震災村々
用水路取繕入用渡

金百貳拾五兩貳分永八文六分
右同断
往還道右同断

一、金五拾貳兩貳分永貳百四拾文壹分

是は震災村々用水路・往還道取繕入用、組落等之分る渡、追而渡方請

印小前帳可差出分

一、金貳百五拾兩也

内

地役人頭立格迄
町人へ借受立替金

震災村々
用水路取繕
入用江渡

金百貳拾貳兩三分永貳百四拾壹文四分
右同断
往還道取繕
入用江渡

一、金百拾五兩三分永七拾四文四分

非常御手当利金

是は震災村之極難渋之もの江相渡、追而小前帳可差出分

合金六百八拾壹兩貳分永貳百拾壹文貳分

飛州村々地震^三而口留番所及潰候付最寄取締宜場所江立退勤番申付候趣御届書
追々御届申上候、当二月廿六日曉九ツ半時頃を稀成地震^二而、拙者元御代官所飛
驒国へ越中^江之往還山崩等^二而、通路不相成、且荒田・中山・小豆沢・羽根口と
唱候口留番所震潰、又は大破候得共、御取締之場所故、小屋懸、又は最寄百

姓家江仮番所補理、勤番罷在候処、右荒田口外式ヶ所之儀、前書之通路相留
候付、往来之もの山越いたし候由相聞、左候^而は取締不行届候間、右道筋切開
通路出来候迄、当分之内最寄村々取締宜場所江引取、百姓家等江仮番所補理、
勤番為致候、且又羽根口番所之儀は、右番所近辺村役人宅^三仮番所補理、勤番
為致置候、依之御届申上候、以上

午五月

福王三郎兵衛印

御勘定所

〔翻刻凡例〕

- ・表敬の欠字、平出、台頭はそのまま示した。
- ・史料に押印のある場合はその形に関わらず印とし、割印の場合は（割印）とした。
- ・下紙・貼紙は（下紙）（貼紙）で位置を示し、「」でその文字を囲み、（下紙）（貼紙）などの傍注を施した。
- ・「而」「と」「へ」はそのままとした。
- ・誤字や当て字は傍らの（ ）に正しい字を入れるか、（ママ）とした。
- ・塗抹がある箇所にはその文字の左側に々を付し、訂正のある場合は右側に記した。
- ・判読不明な場合は□とした。
- ・朱字記載の部分には、頭に（朱字）をつけ、首尾に「」を付した。ただし、朱字点は「／＼」「××」の符号を用いた。
- ・一部に現代の人権意識にてらして不適切な語句が用いられているが、歴史史料としての性格に鑑みそのまま記した。

〔翻刻註〕

・内ヶ戸村の石高・家数・人別・被害申立の抹消は白紙の被せ（貼紙）によるものである。一五頁の平瀬村、福島村、椿原村、芦倉村、小白川村の抹消も同様である。

〔付記〕 本研究は、文部科学省による「災害の軽減に貢献するための地震火山

観測研究計画」の成果の一部である。なお、史料調査にあたっては、岐阜県歴史資料館の皆様にお世話になった。感謝いたします。